
第4章 検証と課題

本計画の策定にあたって、前計画の進捗状況を把握し、検証することで課題を明確にする必要があります。

1 検証

前計画で掲げた次の方策の実施状況、目標値の達成状況について検証しました。

○市における方策について

○市民、事業者、行政の協調体制による方策について

○1人1日当たりのごみ排出量の目標について

○ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクル率の目標について

(1) 市における方策

方策	実施状況	
①環境教育、啓発活動の充実	出前講座の実施	学校や衛生組合の会合等において、ごみ減量化に関する市民意識を高めるために出前講座を実施しました。
	環境標語コンクールの開催	ごみリサイクルや地球温暖化などの環境問題、環境美化や自然環境保護などの環境保全活動について呼びかける内容の標語を市内の小学生、中学生及び高校生を対象に募集しました。 (平成26年度応募数：2,737作品)
	生涯学習フェスティバルにおける啓発	「生涯学習フェスティバル」において、千代田クリーンセンター「くりえいと工房」でリサイクルした自転車を展示するとともに、ごみの分別についてのクイズを実施しました。
②事業者に対する減量化指導の徹底	事業系ごみの処理方法についての情報提供	平成23年2月発行の「家庭のごみと資源物の分け方・出し方」にて情報提供を実施しました。また、事業者から個別に問い合わせがあった場合に情報提供を行いました。
	ごみ減量化推進計画などの作成指導	指導方法を検討した結果、多種多様な事業者に対し、それぞれ個別に指導を行うことは困難であることがわかりました。
方策	実施状況	

③飲食物容器、包装廃棄物などの排出抑制	レジ袋有料化	平成 21 年 4 月からレジ袋有料化を実施しました。レジ袋の配布数を削減しようとする市内の小売店をレジ袋有料化実施店として登録しました。 (平成 27 年 3 月現在：14 社 28 店舗)
	マイバッグ持参率の調査	レジ袋有料化実施店における一年間のマイバッグ持参率の調査を実施しました。調査結果を市広報で公表し、マイバッグ持参を推奨することで、包装ごみの減量化に努めました。 (平成 27 年 3 月現在 市内の食品系主要小売店 5 店舗平均：85.2%)
④生ごみ堆肥化の推奨	生ごみ処理容器購入費の補助	生ごみの減量化と資源の有効利用を促進するため、生ごみ処理容器（地上据置き型コンポストまたはボカシ肥料専用容器）購入費の 1/2（上限 2,000 円）の補助を行いました。 (平成 22～25 年度 補助基数:392 件)
	段ボール式生ごみコンポスト講習会の開催	生ごみを簡単かつ安く堆肥化できる、段ボールを使った生ごみコンポストの製作と使用法の講習会を開催しました。 (平成 22～26 年度 7 回開催)
⑤不用品の再生利用及び不用品交換活動の促進	再生品の利用促進	市広報において、千代田クリーンセンター「くりえいと工房」で修理した再生品の P R を実施しました。
⑥庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進	リサイクル製品の利用拡大	「米沢市グリーン購入基本方針」に基づき、庁用品におけるリサイクル製品等の利用を励行しました。
	廃材再生品の利用推進	「山形県建設リサイクル推進計画「11」」に基づき、公共事業におけるリサイクル率の高い廃材再生品の利用を推進しました。
⑦処理施設における資源化の促進	鉄・アルミの資源化	長井クリーンセンター内の粗大ごみ処理施設において発生した鉄・アルミについて、分別、再資源化を実施しています。

(2) 市民、事業者、行政の協調体制による方策

方 策	実施状況
-----	------

①廃棄物減量等推進審議会の継続	市民、販売業者、行政の協調による排出抑制、資源化を推進する方策を検討する附属機関として、米沢市廃棄物減量等推進審議会を継続して設置しました。 (平成 26 年度 1 回開催)
②廃棄物減量等推進員の委嘱	市民参加によるごみ減量化、リサイクルを推進する際の行政と市民の連絡調整については、推進員を委嘱するのではなく、米沢市衛生組合連合会等の役員がその役割を担っています。
③ごみ処理料金の見直し	ごみ処理料金については置賜広域行政事務組合によって設定されています。ごみ処理の有料化は排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進め、排出抑制や再生利用の推進に効果があります。 (参考) ○千代田クリーンセンターへの直接搬入ごみは平成 20 年度から、100 円/10kg から現行の 150 円/10kg に改定されました。 ○指定ごみ袋は袋形状の変更及び容量増に伴い、平成 22 年度から現行の料金に改定されました。

(3) 1人1日当たりのごみ排出量の目標

前計画では、中間年度の平成22年度及び最終年度の平成27年度に委託可燃ごみ、委託不燃ごみ及び委託粗大ごみの委託ごみ（以下「委託ごみ」という。）、自己搬入可燃ごみ及び自己搬入不燃ごみの自己搬入ごみ（以下「自己搬入ごみ」という。）は減少、プラスチック製容器包装、ペットボトル及び分別資源物の資源物（以下「資源物」という。）については増加の目標を掲げています。

(表4-1)

それぞれの年度における目標値と実績値（見込値）を比較して、その達成状況を分析しました。

平成22年度は委託不燃ごみ及び委託粗大ごみと自己搬入ごみの実績値は目標値を下回っているため、排出量を減少させる目標を達成していますが、委託可燃ごみについては実績値が目標値を上回っているため、目標を達成していません。また、同様に資源物についても排出量を増加させる目標値に対し、実績値が目標値を下回っているため、目標を達成していません。

平成27年度は委託ごみ、自己搬入ごみについては見込値が目標値を上回り、資源物については見込値が目標値を下回ると考えられます。

■表4-1 1人1日当たりのごみ排出量の目標値と実績値

(単位：g/人・日)

1人1日当たりのごみ排出量		H22		H27		H26
		目標値	実績値	目標値	見込値	実績値
委託ごみ	委託可燃ごみ	368.3	371.3	348.9	400.6	402.9
	委託不燃ごみ	27.7	24.9	26.2	26.8	27.1
	委託粗大ごみ	4.3	2.1	4.1	2.8	2.9
自己搬入ごみ	自己搬入可燃ごみ	22.1	18.9	20.3	27.7	27.8
	自己搬入不燃ごみ	5.4	3.3	5.1	15.9	16.0
資源物	プラスチック製容器包装	20.6	17.5	21.6	18.9	19.0
	ペットボトル	7.1	5.3	7.4	5.7	5.7
	分別資源物※	122.0	83.4	122.0	84.5	85.6

※分別資源物とは、古紙類、古繊維類、缶、びんのことです。

注1) 参考として、平成26年度の実績値を掲載しました。

注2) 1人1日当たりのごみ排出量＝ごみ総排出量÷人口÷日数(365日)

注3) 人口には東日本大震災による避難者数は含めていません。

(4) ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクル率の目標

前計画では、中間年度である平成 22 年度及び最終年度である平成 27 年度に、表 4－2 に示す目標値を掲げています。それぞれの年度における目標値と実績値（見込値）を比較して、その達成状況を分析しました。

ペットボトル、プラスチック製容器包装ともに、平成 22 年度については目標を達成しましたが、平成 27 年度については目標値を下回る見込みとなっており、目標達成は難しい状況にあります。平成 22 年度の実績値と平成 27 年度の見込値を比較した場合においてもリサイクル率は低下しており、分別収集の徹底がされにくくなってきていることが伺えます。

また、収集されたペットボトル、プラスチック製容器包装のうち約 2～3 割が資源化されていないこともわかります。その理由としては、収集されたものの中に、「汚損がひどくリサイクルに適さないもの」、「正しく分別されていないもの」などが含まれていたことが考えられます。

■表 4－2 ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクル率の目標値と実績値

(単位：％)

種別	H22		H27		H26
	目標値	実績値	目標値	見込値	実績値
ペットボトル	80.0	88.4	85.0	79.0	78.1
プラスチック製容器包装	70.0	73.0	75.0	69.6	72.0

注 1) 参考として、平成 26 年度の実績値を掲載しました。

注 2) リサイクル率＝資源化量÷収集量×100

2 課題

(1) ごみの発生・排出抑制

本市のごみ排出量は平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災以降増加し、平成24年度以降ほぼ横ばいで推移しており、ごみ減量化に向けた意識の低下が懸念されます。(第3章 P16 図3-2 参照)

家庭や事業所において、無駄なものを買わない、最後まで使い切ってから捨てる、過剰包装はしないなど、発生及び排出段階でのごみの減量化を啓発し、省資源・循環型社会への転換を推進していく必要があります。

(2) 資源化の促進

近年、収集されたペットボトル、プラスチック製容器包装に対するリサイクル率は低下しつつあり、十分に分別されていない可能性があります。(第4章 P30 表4-2 参照)

また、本市から排出された可燃性ごみの中には、多くのリサイクル可能な紙や布類が含まれています。それらが資源として有効に活用されるよう、今後ごみの分別を徹底し、資源化を促進する必要があります。

(3) 環境教育の充実

ごみ減量化・資源化に向けては、行政だけではなく、市民の自主的・主体的な取り組みが必要不可欠です。家庭や学校、地域社会の場における環境教育をさらに充実させる必要があります。

(4) 事業者に対するごみ減量化指導

事業系ごみの排出状況は業種や事業所の形態によって異なるため、それらを踏まえ排出状況を的確に把握し、減量化の具体的方策について検討する必要があります。